

## 災害時における救援物資の提供に関する協定書

芝山町（以下、「甲」という。）と利根コカ・コーラボトリング株式会社（以下、「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供について、次のとおり協定（以下、「本協定」という）を締結する。

### （目 的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力内容）

第2条 甲の所在地を管轄する行政区域内に、震度5弱以上の地震、または同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲の所在地を管轄する行政区域内に災害本部が設置され、甲から物資の提供について要請があったとき、乙は次項の内容により協力するものとする。

2 乙は、甲に設置する乙所有の情報提供・災害対応型自動販売機内の在庫商品に限り無償提供するものとする。

### （協力要請）

第3条 甲は、乙に対して飲料水の提供等を必要とする場合は、本協定の定める内容について、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話により要請できることとし、後日速やかに文書を提出することとする。

### （協 力）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、協定の内容に従い可能な限り協力するよう努めるものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じることとする。

### （期 間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

(協 議)

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 千葉県山武郡芝山町小池992番地  
芝山町  
芝山町長 相川 勝重

乙 千葉県富里市七栄44-65  
利根コカ・コーラボトリング株式会社  
成田支店 支店長 佐川 義明